

道の駅あつみ移転整備事業
入札説明書等に関する第1回個別対話への回答

令和5年7月

山形県鶴岡市

道の駅あつみ移転整備事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁番号	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
1	「提案事業（付帯事業）」の可否について③	入札説明書	P.8	11 提案施設について 12 付帯事業について	事業予定地内での付帯施設整備運営事業の実施を検討していますが、要求水準書P.41(6)1)駐車場に記載以上の駐車ます数の確保が必要でしょうか。	事業予定地内で実施する場合は、必要な駐車ますを確保してください。必要な駐車ますとは、国施設分は要求水準書P.41(6)1)に記載の駐車ます数以上とし、本施設分は要求水準書P.41(6)1)に記載の駐車ます数を参考に必要な駐車ます数を提案してください。
2	「付帯事業）」の可否について⑤	入札説明書	P.8	12 付帯事業について	事業予定地付近での付帯施設整備運営事業として、道の駅「あつみ」しゃりんの敷地及び建物を活用した事業の実施は可能か。	本公共施設の運用開始後の道の駅「あつみ」しゃりんの扱いの方針が未定であり、付帯施設整備運営事業の運用開始日は本公共施設の運用開始日に合わせる必要があるため、既存の道の駅「あつみ」しゃりんの敷地及び建物を活用した付帯事業の実施は不可となります。
3	「付帯事業）」の可否について⑤	入札説明書	P.8	12 付帯事業について	事業予定地付近での付帯施設整備運営事業について、どの程度の範囲であれば予定地付近として認められるなど、基準があればご教示ください。	事業予定地からの具体的な距離等の基準は設けませんが、本公共施設との関連性や相乗効果などについて、具体的に説明が可能な事業であるかどうか判断基準になると考えます。